

## 山梨県病床転換事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、医療の効率的な提供を推進し、もって、県民の医療に要する費用の適正化を図るため、第2条に定める補助対象事業者が実施する病床の転換事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 この補助金を受けることができる者は、次の者とする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人
- (2) 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者(前号に該当する者を除く。)
- (3) 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象事業者が行う病床の転換事業(次条に規定する病床を、創設、改築、改修により第5条に規定する施設に転換する事業をいう。)とする。

2 本事業については、市町村介護保健事業計画等と密接に関連することから、補助を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ市町村介護保険事業計画担当部局及び県介護保険事業支援計画担当課からの了解を得るものとする。

### (補助事業の対象となる病床)

第4条 補助事業の対象となる病床は、補助金申請時において使用許可を得ている次の(1)及び(2)に掲げる病床とする。ただし、介護療養型医療施設(健康保健法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83条)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123条)第48条第1項第3号の指定を受けた同法第8条第26条に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。)から次の(1)及び(2)に掲げる病床へ一旦移行し、一定の期間を経ずして次条各号に掲げる施設に転換する(1)及び(2)の病床は除く。

- (1) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床(介護療養病床を除く。)
- (2) 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、(1)に規定する療

養病床とともに、同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの

(補助事業の対象となる施設)

第5条 補助事業の対象となる施設は、次の施設とする。

- (1) 介護医療院
- (2) ケアハウス
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 有料老人ホーム(居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。)
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- (7) 認知症高齢者グループホーム
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 複合型サービス事業所
- (10) 生活支援ハウス(離島振興法(昭和28年法律第72号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づくものに限る。)
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅

(補助の対象外費用)

第6条 この補助金は、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他助成事業に要する費用として適当と認められないもの

(補助金の算定方法)

第7条 補助金額は、次により算定するものとする。ただし、施設ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する。

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費
改修	<p>転換の対象となる 1 施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に 1 床当たり 500 千円を乗じて得た額（複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費 / 全期間の総事業費」を乗じて得た額）</p>	<p>第 5 条各号に掲げる補助事業の対象となる施設の改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>
改築	<p>転換の対象となる 1 施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に 1 床当たり 1,200 千円を乗じて得た額（複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費 / 全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>第 5 条各号に掲げる補助事業の対象となる施設の改築に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>
創設	<p>転換の対象となる 1 施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に 1,000 千円を乗じて得た額（複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費 / 全期間の総事業</p>	<p>第 5 号各号に掲げる補助事業の対象となる施設の創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）</p>

	費」を乗じて得た額)	ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。
--	------------	--

(交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の各号の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業に要する経費の変更(補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。)をする場合には、補助金変更交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)する場合には、変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

ア 整備区分の変更

イ 設置場所

ウ 建物の規模若しくは構造

(3) 補助事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。以下同じ。)する場合には、廃止又は中止承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、補助事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助事業を行うために締結する契約においては、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(8) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算

制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日、若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税又は地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第6号)により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円(補助事業を実施する者が地方公共団体の場合は50万円)以上の不動産又はその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前号の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがある。

(書類の保管)

第13条 補助事業者が地方公共団体の場合は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(様式第9号)を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)

の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 2 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を当該事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月12日から施行し、平成30年11月12日から適用する。